○国土交通省告示第八百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地の名称

妙楽寺川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県豊岡市九日市中町

字美久仁　二八六番二

二八七番二及び二八七番三

二八八番

二八九番三

二九一番二

二九三番二及び二九三番三

三〇九番二

三一〇番

三一一番二

兵庫県豊岡市九日市下町

字孫ガ谷　五七五番二

五七六番二及び五七六番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県豊岡市九日市中町

字美久仁　二九三番五　一号及び二号

二九三番一　三号

兵庫県豊岡市九日市下町

字孫ガ谷　五七六番一　四号及び五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

葛原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県豊岡市竹野町御又

字向山　一六一番二

一六三番七

字葛原　一七〇番

一七一番二、一七一番四及び一七一番五

一七二番二及び一七二番三

一七六番三

一七八番二

一七九番九

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県豊岡市竹野町御又

字葛原　一七一番二　一号

一七七番三　二号

一七六番四　三号

一七六番二　四号

一七二番一　五号から九号まで

字向山　一六〇番　十号

一六一番一　十一号

一六一番二　十二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県川辺郡猪名川町林田

字車瀬　二番二

三番二及び三番三

四番及び五番

六番三

七番五

九番四

一〇番二

一一番二

一二番二

字下川　八番四二及び八番四三

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

郷ノ瀬谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県西脇市郷瀬町

字柏ノ木谷　六六八番八　一号及び二号

地先道路敷　六六八番三〇　三号から六号まで

六六八番二九　七号

六六八番二八　八号

六六八番一九　九号から十一号まで

六六八番一八　十二号から十四号まで

六六八番一七　十五号

六六八番八　十六号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

亀ケ谷北川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

兵庫県多可郡多可町八千代区俵田

字亀ケ谷口　一一一番三〇

一一一番四三及び一一一番四四

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

兵庫県多可郡多可町八千代区俵田

字亀ケ谷口　一一一番二八　一号から三号まで

一一一番四二　四号から八号まで

一一一番二七の二　九号及び十号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

助谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県宍粟市一宮町深河谷

字目叶　五三二番四

五三三番二

五三四番三

五三六番及び五三七番

五三九番二

五四〇番から五四二番まで

五四四番

五四五番二

五四七番一及び五四七番二

五四八番から五五〇番まで

五五一番一から五五一番三まで

五五三番二

五五四番二

五五五番二

五五六番二

五五六番三六から五五六九番三八まで

五七一番一〇

字助谷

字金山末

字枋ザコ

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市一宮町深河谷

字助谷　五五八番　一号から三号まで

地先道路敷

字金山末　五六九番二三　四号及び五号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市山崎町中野

字西山　五六一番　一号

字宿　五〇四番二四　二号及び三号

五〇四番二六　四号

字矢柄　五九九番二七　五号

五九九番一四　六号から十二号まで

五九九番一五　十三号

八　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鴨内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（昭和三十七年建設省告示第千百九十六号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県丹波市氷上町鴨内

字根ゴレ　二一一六番二

字滝谷口　三二七番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県丹波市氷上町鴨内

字根ゴレ　二一二〇番一　一号から十一号まで

字滝谷口　三二七番三　十二号

九　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

口仁入道川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

兵庫県篠山市福住

字仁入道　一一三番五

一一四番及び一一五番

一一九番から一三一番まで